

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
1	スケジュール	一次公募・二次公募での違いは。／採択件数はそれぞれの公募で決まっているのか。	一次公募・二次公募の間で、対象経費や補助率に違いはありませんが、事業期間は二次公募のほうが短くなります。 また、予算の範囲内での執行となるため、一次公募で多数の採択があった場合、二次公募での採択数は予算の範囲内に限られる可能性はございます。
2	スケジュール	事業終了期日(2022年3月末)までに事業が完了しない場合はどうなるのか。	補助が受けられなくなる可能性がありますので、申請の際はその可能性も加味してご検討ください。
3	スケジュール	採択されれば、すぐに補助事業を開始して良いか。／補助対象経費とする契約・工事はいつから可能か。	採択決定後に交付申請書を提出いただき、交付決定を受けた後でないと、補助事業は開始できません。なお、交付決定通知の大まかなスケジュールは、一次公募での採択事業者が令和4年2月上旬以降、二次公募での採択事業者が令和4年4月上旬以降となります。
4	スケジュール	補助事業はいつまでに完了する必要があるか。／事業完了とはどういった状況を指すのか。	一次公募・二次公募ともに令和5年3月31日までに完了していただく必要があります。「事業完了」とは、設備の納品・設置工事が完了し、外注先等に経費が支払われた状態を指します。
5	スケジュール	令和5年3月にならないと補助金が支払われないのか。	原則、各補助事業の事業完了後、確定検査等の必要な手続き終了後に支払われる予定です。
6	補助対象申請者	大手や中堅・中小企業など、企業規模によって補助率が変わるか。	企業規模によって補助率が変わることはなく、一律1/3となります。
7	補助対象申請者	日本企業の海外現地法人は、補助対象となるか。	本補助金の交付対象は日本国内に拠点を有する民間事業者等のため、海外現地法人(子会社)の支出は対象となりません。
8	補助対象申請者	海外企業の国内法人は、補助対象となるか。	本補助金の交付対象は日本国内に拠点を有する民間事業者等のため、対象となります。

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
9	補助対象申請者	装置・材料メーカーは対象になるか。／半導体メーカーと共同申請などすれば対象となるか。	装置・材料メーカーは対象外となります。この記載する意図は、補助対象経費が「(サプライチェーン上の不可欠性の高い)半導体の製造設備導入費」であり、申請者は対象の”半導体を製造する”ことが要件となるためです。
10	補助対象申請者	現状、特定のシェアが高くないが、今後高くなることが想定されている場合は要件に該当するか。	既に商談が決まっている等、確定している情報を明示的に記載頂くことで対象になる可能性があります。単なる予測のみでは対象外となります。
11	補助対象申請者	1つの半導体メーカーから複数の事業所についての申請を提出することは可能か。／一次公募・二次公募で同じ事業者が申請することは可能か。	生産する製品の不可欠性等の要件を満たせば、申請は可能です。ただし、同じ設備を重複して申請することはできません。
12	補助対象申請者	共同申請相手が事業の途中で変更があった場合は、補助事業の対象外となるのか。	原則、補助事業の内容を変更しようとするとき、変更申請の提出が必要です。変更事由が発生することが分かった段階で、あらかじめ経済産業省に相談してください。
13	補助対象経費	設備導入費にはどのようなものが含まれるのか。	本補助事業を運営する上で必要な設備機械装置の新規購入、据付けに要する費用等が含まれます。 パソコン、プリンタ、ソフトウェア、電話器、事務用の什器(机・書棚等)など、汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は、補助対象外となります。
14	補助対象経費	対象となる半導体は「マイコン・パワー半導体・アナログ半導体」に限られるのか。	左記の半導体は例示となりますので、必ずしも対象物を内包しているものではありません。「調達割合が50%以上であり、容易に代替ができないもの」などの条件に合致するかなど、交付要綱等をご熟読いただきご判断ください。例えば、他社製品で代替可能な汎用ICやディスクリート、メモリ半導体は対象外になる可能性が高いといえます。
15	補助対象経費	附帯設備はどの範囲まで認められるか。具体的に想定されているものはあるか。	設備の種類によって対象／非対象と分けるのではなく、不可欠性の高い半導体を製造するために必要な設備の安定稼働に必要なものを対象とします。

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
16	補助対象経費	既に着工済みのものは対象になるか。／事前着手は認められるか。／どこからが事前着手か。	交付決定後に発注し、事業期間内に完了する設備等について対象とするので、認められません。また、本補助金で事前着手制度は定めておりません。交付決定日前に、設備の売買契約、仮契約、金銭の授受が発生する場合など締結された契約に拘束力が発生する場合は、事前着手に該当します。
17	補助対象経費	子会社や関連会社との取引、代表者が同じ会社間取引、本人(個人)と本人が代表を務める会社の取引によって取得した設備等の経費は補助対象経費となるか。	補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助事業者の利益等相当分を排除した製造原価又は取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象とします。
18	補助対象経費	補助対象設備の導入等のために、一時的に仮設工場に入居する場合、一時移転に係る費用(仮設工場の建設費、移転費(設備の運搬費)、改修費)は補助対象となるか。	対象となり得ます。
19	補助対象経費	中古品は対象となるか。	補助対象となり得ますが、中古である合理的な理由、適正な取引価格である等の理由が必要です。
20	補助対象経費	取引先は日本企業である必要があるのか。また、最終製品が海外向けであれば対象外になるのか。	取引先の企業、また最終製品の納入先について、国内企業・国内納入先に絞った条件にはしていません。
21	補助対象経費	機械設備の「設置」にかかる費用は補助対象となるか。	本補助金にて新たに取得する機械設備に限り、据付や運搬費用も含め補助対象になります。
22	補助対象経費	グループ企業間の設備購入は補助対象か。	補助対象となり得ますが、補助事業者自身から調達等を行う場合、補助対象経費の算出には利益排除が必要です。
23	補助対象経費	採択後、補助対象経費が応募時に予定していた額より増加／減少した場合、補助金額は増額／減額するのか。	補助対象経費が採択後に増額になったとしても、補助金額は採択額が上限となります。減少した場合は、確定検査を経て真に掛かった費用のみ対象となります。

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
24	補助対象経費	要件の一つである「容易に代替ができない」とは、どういうことを指すのか。	設計的に許容できる範囲内で代替可能な相当品がある場合には、対象外となります。具体的には、汎用ICやディスクリット、メモリ半導体は対象外になる可能性が高いといえます。
25	補助対象経費	「設備刷新による生産プロセスの脱炭素化に資すること」とは、どういう条件か。	生産プロセスの脱炭素化に資するとは、「当該生産プロセスにおけるエネルギー消費原単位改善率(※エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくエネルギー消費原単位)が10%以上見込めるもの」と定義しております。エネルギー消費原単位とは、単位量の製品や額を生産するのに必要な電力・熱(燃料)などエネルギー消費量の総量のことです。
26	補助対象経費	申請は法人単位になるのか。／親会社と子会社同時に申請するのは可能か。	今回の補助金について、「1事業者1申請」といった制限は設けておりません。複数事業所をお持ちの企業様につきましても、「サプライチェーン上の不可欠性」等の条件に合致する事業所等での申請をご検討ください。
27	補助対象経費	対象の設備で複数の製品を製造する予定の場合、対象になるか。	予定される専らの製品において不可欠性等が認められる場合、対象となり得ます。
28	申請書記載	「(1)補助事業の実施方法」には、具体的にどんなことを書けばよいのか。	製造コストの低減、または、従来品よりも高付加価値な半導体をどのように実現するのか、その構想を具体的に記載下さい。また、サプライチェーン上の不可欠性があることの根拠を明記してください。
29	申請書記載	「(3)補助事業の効果」には、具体的にどんなことを書けばよいのか。	製造コストの低減、または、従来品よりも高付加価値な半導体の効果と、生産プロセスの脱炭素化の効果を記載下さい。
30	申請書記載	コンソーシアムなどの共同申請の際、提案書はどのように記載すればよいのか。	代表となる社が取りまとめて記載下さい。
31	申請書記載	申請に当たり、個社情報のため半導体納入先のシェア等情報を取得できない場合、どのようにすればよいのか。	調査機関のレポート等や自社出荷数量からの推定値等で示して頂いても構いません。どうしても示せない場合は、「経済損失額」での要件での申請ができませんか、ご検討下さい。

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
32	申請書記載	既に着工済みのものは対象になるか。(事前着手は認められるか)	交付決定後に発注し、事業期間内に完了する設備等について対象とするので、認められません。また、本補助金で事前着手制度は定めておりません。
33	電子申請	社内システムでの制約等でJグランツを利用できない場合、ほかに申請する方法はあるか。	原則、Jグランツを利用した電子申請をお願いしております。どうしても利用できない等の事情があれば、電子メールでの申請も受け付けます。公募要領等をご覧いただき、必要事項を記入の上、期日までに申請をお願いいたします。なお、郵送・FAXでの申請は受け付けておりません。
34	電子申請	電子申請の方法が分からない。／Jグランツに関する質問を補助金問い合わせ先に連絡したい。	Jグランツのシステムに関するお問い合わせは補助金担当では受付できませんので、Jグランツページの「よくあるご質問」ページ、FAQチャットボット、マニュアル等をご参照いただきますようお願いいたします。
35	電子申請	コンソーシアムなどの共同申請の際、電子申請での応募の場合はどのように記載すればよいか。	Jグランツでは複数の事業者でアカウントを共有することができないため、代表となる社が取りまとめて応募してください。
36	補助対象経費	リース契約は可能か。／リース会社との共同申請は可能か。	リース契約自体は可能ですが、対象の費用は補助事業実施期間に限られます。補助事業実施期間は、交付決定後～2023年3月までに設定される事業終了後の日付までとなります。 また、リースはあくまで設備導入の手段のひとつになりますので、主たる申請者をリース会社と置くのは適切ではありません。申請事業者には「設備を使用して半導体を製造する企業名」を記載頂くようお願い致します。
37	補助対象経費	申請時点で見積書(相見積書)の添付は必須か。／見積書が発行できない場合、他の書類で代替可能か。	設備の金額根拠書類として、申請時点では必ずしも見積書である必要はございません(金額が判別できるカタログ等でも可)。ただし、採択決定後、交付申請の際には、見積書の添付をお願い致します。 また、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。
38	補助対象経費	相見積りは何社分必要か。／複数社分の相見積りが取れない場合、どうすればよいか。	経済性の観点から、原則3社以上を目安に相見積りを取るようお願いいたします。 ただし、2社以下であったり、相見積りを取れない場合は、その理由を明らかにした選定理由書を整備してください。(例えば、対象設備の製造企業が2社以下であること等)

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
39	補助対象申請者	親会社で設備を発注し、その設備を子会社事業所に納入・操業する場合は、どのように申請すればいいか。	親会社を幹事とした共同申請としてお申し込みください。
40	申請書記載	様式2の記載量の目安は、たくさん記載すれば採択される可能性が高いのか。	各自の事業規模にもよりますので記載の目安はございませんが、外部審査委員が採択審査をするのに必要な情報を過不足なく記載いただきますようお願いいたします。特に、製造する半導体の概要や、要件を満たす根拠となるデータや計算式などは、分かりやすく明記いただきたく思います。(審査・採択基準については、公募要領5-2をご覧ください。)
41	申請書記載	脱炭素化要件について、工場単位と設備単位とどちらの数値でのエネルギー消費原単位を求めるのか。	その設備を導入することで脱炭素化に資することを明確に示す計算式であれば、工場単位でのエネルギー消費原単位で求めているだけで構いませんが、当然ながら他の要因を内包する記載は認められません。(設備導入と関係のない太陽光発電による脱炭素化の計上など)
42	スケジュール	事業期間の延長の可能性はないのか。	可能性は否定できませんが、確約できるものはございません。第三者から見て避けがたい事故(台風の直撃等)があった場合などに限られ、その理由について財務省との協議をもって最終決定がなされます。
43	補助対象経費	社内で2~3年掛けて行う大規模投資案件のうち、本補助金対象部分(22年度末までに完了分)だけの申請は可能か。	補助事業実施期間内に設備の納品・設置工事が完了し、外注先等に経費が支払われた状態が書面等で確認できる事業のみが対象となります。左記の場合であれば、対象部分に関するすべての事業が終了し、確定検査にて必要な書類が作成できる場合については申請となり得ます。
44	補助対象経費	量産のための開発設備は対象となるか。	生産に資する設備について対象となりますので、研究開発のための設備は対象外となります。
45	補助対象申請者	複数工場の申請を1つの会社の申請としてまとめて提出する場合、どのように記載すればよいか。	また、複数の事業所へ設備導入をする場合は、事業所所在地と導入設備を提案書内で明記頂くようお願い致します。

NO	カテゴリー	質問内容	回答内容
46	補助対象経費	複数製品を1つの会社の申請としてまとめて提出する場合、どのように記載すればよいか。	いくつかの製品についてまとめて提出する場合は、それぞれの半導体製造に関するエネルギー消費原単位改善率が改善されることを明記いただく必要がございます。なお、すべての半導体について不可欠性を示せなければ1つの申請そのものが対象外になります。 (対象外の半導体製造等の数値を内包しないようご注意ください。)
47	申請書記載	様式2の3-(2)財務諸表は、何年分記載が必要か。	直近の決算年のもののみで問題ございません。万一、直近年度はコロナの影響が大きい等で、他年度分も特別に示した事情等がございましたら、参考として追加で添付頂いても構いません。
48	補助対象申請者	一次公募で不採択になった企業が、二次公募でもう一度応募することは可能か。	可能ですが、一度不採択になったうえで事業期間が短くなりますため、内容を十分精査してお申込みください。
49	スケジュール	設備メーカーの納期遅延などで完了が23年4月1日以降となってしまった場合はどうなるか。	事業が完了しなかった部分について、補助金の対象外となります。
50	補助対象経費	自社製造の設備等を導入する場合、気を付けることはあるか。	利益排除を行った経費を記載いただく必要がございます。この場合は、市場価格ではなく製造原価等(製造原価を算出することが困難である場合にはその他合理的な方法による)をもって補助対象経費とします。